

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 2 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アウル平井クリニック	岡山市中区平井一〇九六番地	令和 八年 三月 一日
のむら眼科	岡山市北区富田五三三―六	〃
松野内科医院	美作市真加部五四―一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 2 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まつメデイカルクリニック	岡山市南区福成一丁目一六一番地二	令和 八年 二月 一日
ふたば医院	岡山市中区浜三九一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 2 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
青江グレース歯科・矯正歯科	岡山市北区青江二丁目七十一	令和 八年 二月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
令和 8 年 2 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クオール薬局高梁南町店	高梁市南町七九―二	令和 八年 二月 二日